

使用開始日：2015年8月14日

アムンディ・毎月分配ユーロ債券ファンド
追加型投信／海外／債券

愛称：

ユーロブーケ
Euro Bouquets



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うアムンディ・毎月分配ユーロ債券ファンドの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成27年2月13日に関東財務局長に提出しており、平成27年2月14日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記＜ファンドに関する照会先＞のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれてますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記＜ファンドに関する照会先＞までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券一般))	年12回 (毎月)	欧州	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

■ 委託会社【ファンドの運用の指図を行う者】

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設立年月日：1971年11月22日

資本金：12億円(2015年3月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額：

2兆6,283億円(2015年5月末現在)

■ 受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行う者】

株式会社りそな銀行

(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

■ <ファンドに関する照会先>

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

○ファンドの目的

ファンドは、主として、ユーロ建の債券市場へ投資するルクセンブルク籍の外国投資信託の投資信託証券に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定的な収益確保を図ることを目指して運用を行うことを基本方針とします。

○ファンドの特色

1 ファンドの実質的な主要投資対象は、ユーロ建の投資適格債です。

- アムンディが運用する2つのルクセンブルク籍のファンドに投資します。
投資するファンドは、「Amundi Funds ボンド・ユーロ・アグリゲート」と「Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレイト」です。
- 2つのファンドの投資対象は、ユーロ建の債券市場で取引される国債等公共債・国際機関債・社債等です。

国債等公共債：国が発行する債券が国債、地方自治体が発行する債券が地方債、国が直接監督している公庫、公団、事業団などの法人が発行する債券が政府機関債であり、これらをまとめて公共債といいます。

国際機関債：国際機関が発行する債券です。

社債：企業が発行する債券です。民間の事業会社が発行する事業債、転換社債および新株引受権付社債(ワラント債)などを指します。

- 外国投資信託の投資信託証券を通じて投資する組入対象債券の格付^{*}は、原則としてトリプルB格(BBB-/Baa3)以上とします。

*「格付」とは、債券などの元本および利息の支払が償還まで当初契約の定め通り履行される確実性の程度を評価したものをおいいます。信用度の低い格付をもつ債券ほど、元本および利息の支払が償還まで定め通りに履行される確実性が低い(信用リスクが高い)と評価されることになります。

■アムンディ概要

アムンディは、8,660億ユーロ(約127兆円、1ユーロ=146.54円で換算)^{*}の運用資産額を有する世界トップクラスの運用会社の1つです。世界30カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

^{*}2014年12月末現在

2 インカム・ゲイン^{※1}とともにキャピタル・ゲイン^{※2}の獲得を追求します。

※1 公社債や預金の利息収入、株式の配当などをいいます。

※2 有価証券を売買することによって得られる売買益などをいいます。

3 原則として、為替ヘッジは行いません。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

4 原則として、毎月14日(休業日の場合は翌営業日とします)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

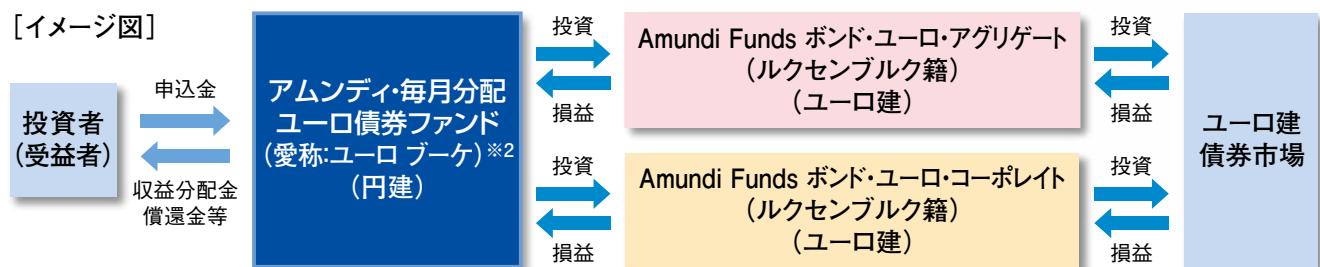
- ファンドは、投資信託証券に投資した結果得られるインカム・ゲインやキャピタル・ゲインを分配原資とします。
- 運用状況(基準価額水準および市況動向)等によっては分配を行わないこともあります。
- 原則として、為替ヘッジを行わないため、分配金は為替相場の変動の影響を受けます。

◎ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式^{*1}で運用します。

※1 ファンド・オブ・ファンズとは複数の投資信託証券に投資する投資信託のことといいます。

[イメージ図]



※2 アムンディ・毎月分配ユーロ債券ファンドは、バークレイズ・ユーロ総合インデックス*を参考指標とします。

<主要投資対象とするファンドの概要>

Amundi Funds ボンド・ユーロ・アグリゲート

設 定 日：1991年1月2日
投 資 対 象：主にユーロ建の国債等公共債・国際機関債・社債
ベンチマーク：バークレイズ・ユーロ総合インデックス*
純 資 産：約571百万ユーロ(約774億円、1ユーロ=135.61円)(2015年5月29日現在)
運 用 会 社：アムンディ

Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレイト

設 定 日：1999年2月1日
投 資 対 象：主にユーロ建の社債
ベンチマーク：バークレイズ・ユーロ社債インデックス*
純 資 産：約1,125百万ユーロ(約1,525億円、1ユーロ=135.61円)(2015年5月29日現在)
運 用 会 社：アムンディ

*各インデックスは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび関連会社(バークレイズ)が開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバークレイズに帰属します。

◎主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産の投資割合には制限を設けません。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

◎分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

◎収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。

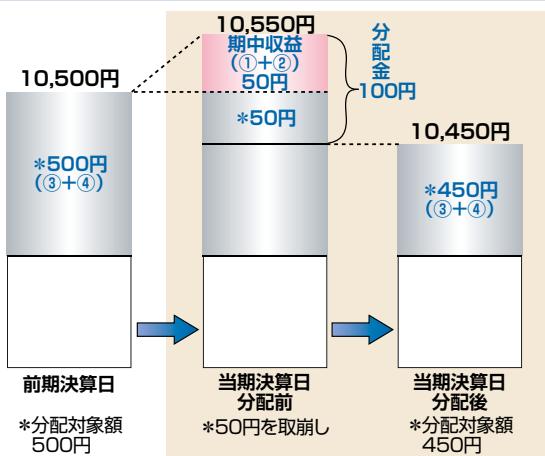
投資信託で分配金が支払われるイメージ



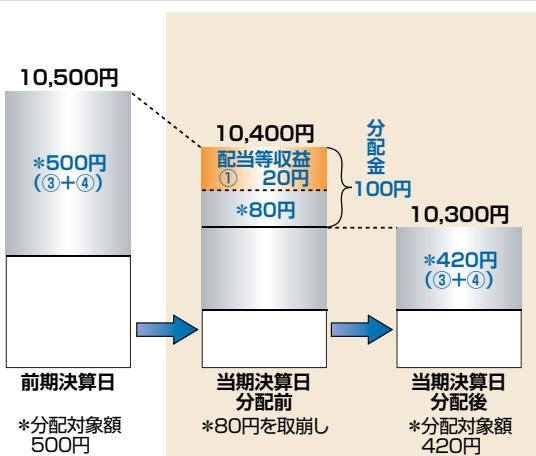
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



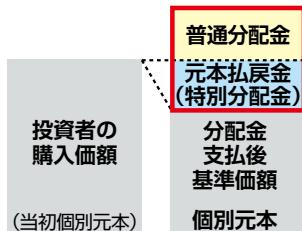
(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

*上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんので留意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

債券とは

債券とは、国、地方公共団体、企業などが、広く一般の投資者からまとまった資金を一定期間(短期～長期)調達することを目的として発行するものです。

●**国債**とは国が発行する債券です。

●**社債**とは企業が発行する債券です。

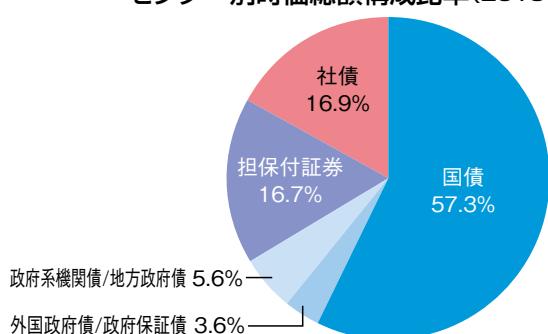
*債券の種類は上記以外にもあります。

出所:Citi Researchのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

*右記数値の合計は、四捨五入の関係で100%とならない場合があります。

■世界債券市場(種類別)

シティ世界BIG債券インデックス
セクター別時価総額構成比率(2015年6月)



1 投資適格債とは

●格付がトリプルB格以上の債券を**投資適格債**といいます。

ファンドの実質的な主要投資対象は一口建の**投資適格債**
(国債等公共債・国際機関債・社債等)(格付は原則としてトリプルB格以上)とします。

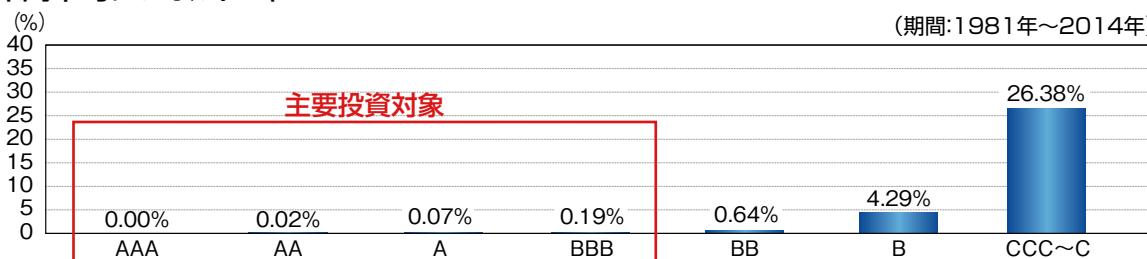
■債券の格付・利回りと信用リスク



出所:スタンダード&プアーズ社、ムーディーズ社のホームページの情報を基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。
スタンダード&プアーズ社のD格は省略。

債券は上記以外にも、発行形態、償還までの期間等様々な方法で分類されます。

■格付別年間平均デフォルト率



出所:スタンダード&プアーズ社「グローバル・コーポレート・デフォルト・スタディー・アンド・レーティング・トランジションズ2014年版」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

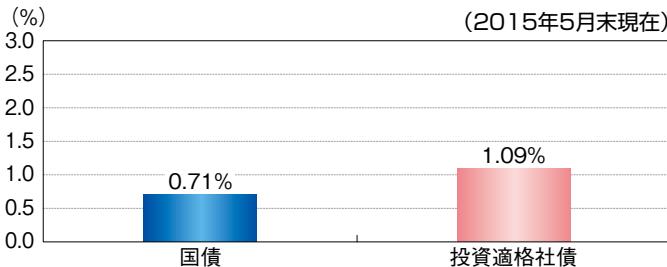
*債券の元利金(利金および償還金)の支払いが当初決められた通りにできなくなることをいいます。

●上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。 ●上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。 ●当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

追加的記載事項

社債は、信用リスクが国債より高い反面、国債よりも好水準の利率・利回りが期待できます。

■ユーロ債券利回り



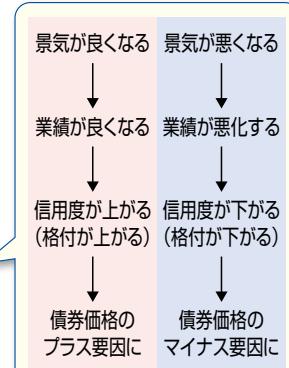
出所:バークレイズのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。
※税金・費用等は考慮しておりません。

*国債には、バークレイズ・ユーロ国債インデックス、投資適格社債には、バークレイズ・ユーロ社債インデックス(投資適格社債のみ)を使用しています。

*上記各インデックスは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび関連会社(バークレイズ)が開発、算出、公表をおこなうインデックスです。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバークレイズに帰属します。

■金利・企業業績と債券価格(イメージ)

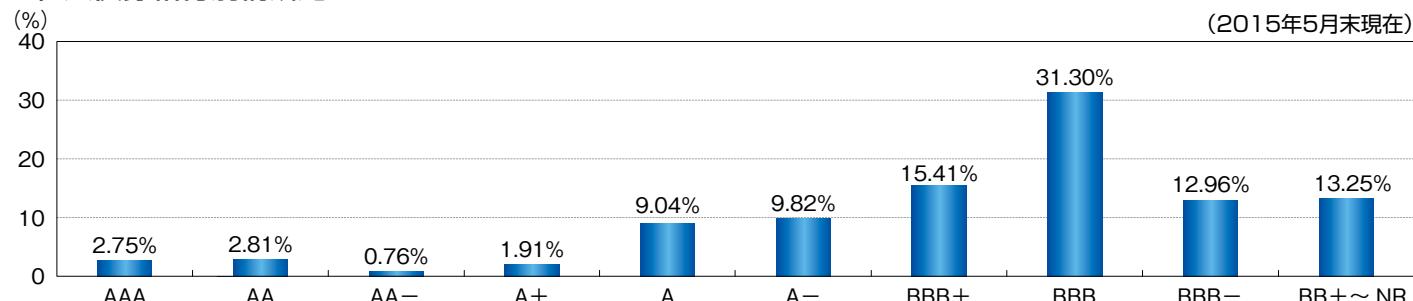
	債券価格	
	国債	社債
金利上昇	↓	↓
金利低下	↑	↑
企業業績改善	中立	↑ (赤丸)
企業業績悪化	中立	↓



*上記表は、過去の事実から得られた一般的傾向・特徴を示したものであり、現在および将来の債券の値動きが上記表の通りとなることを示唆または保証するものではありません。

ファンドはユーロ建の債券に投資するファンドを通じて複数の銘柄に分散投資をします。

■組入債券格付別構成比

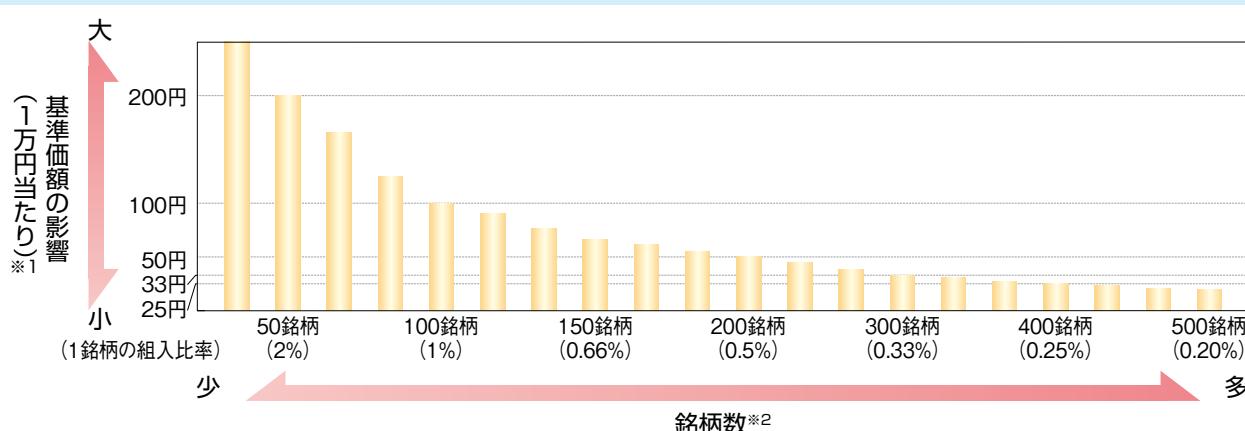


*現金等を除いた構成比です。

*構成比率の合計は、四捨五入の関係で100%とならない場合があります。

*上記は、2015年5月末現在のファンドのデータを基に作成したものであり、今後の市況動向等によって変わります。

■組入銘柄数が基準価額に与える影響度(分散投資効果)



※1 債券実質組入比率を100%とし、かつ全銘柄に均等に投資した場合、1銘柄が基準価額に与える影響度。

※2 実際には発行体が同一である銘柄があり、発行体数は銘柄数を下回ります。

【ご参考】組入全銘柄数(2015年5月末現在)

●Amundi Funds ボンド・ユーロ・アグリゲート…342 ●Amundi Funds ボンド・ユーロ・コポレイト…277

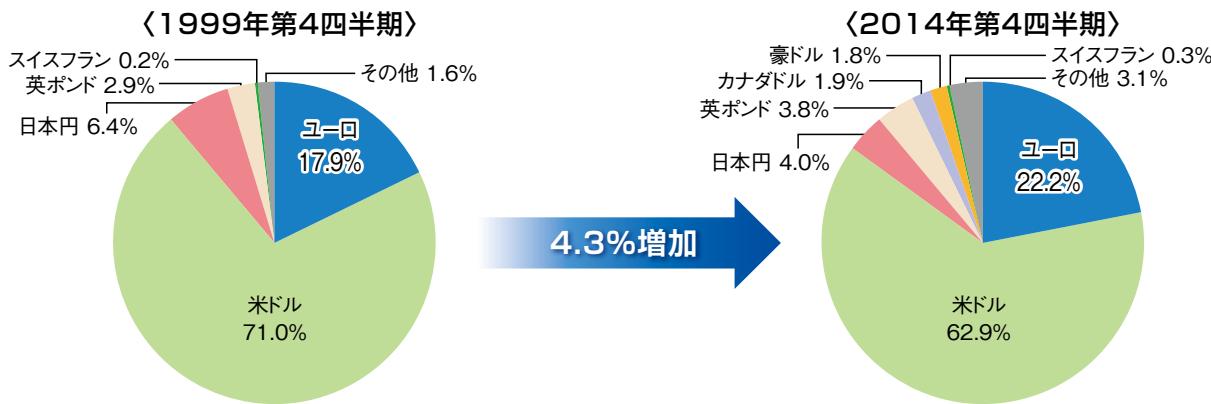
●上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。 ●上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。 ●当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

追加的記載事項

2 國際通貨としての地位を固めるユーロ

外貨準備におけるユーロのシェアは1999年に比べ拡大しています。

■外貨準備通貨別保有割合



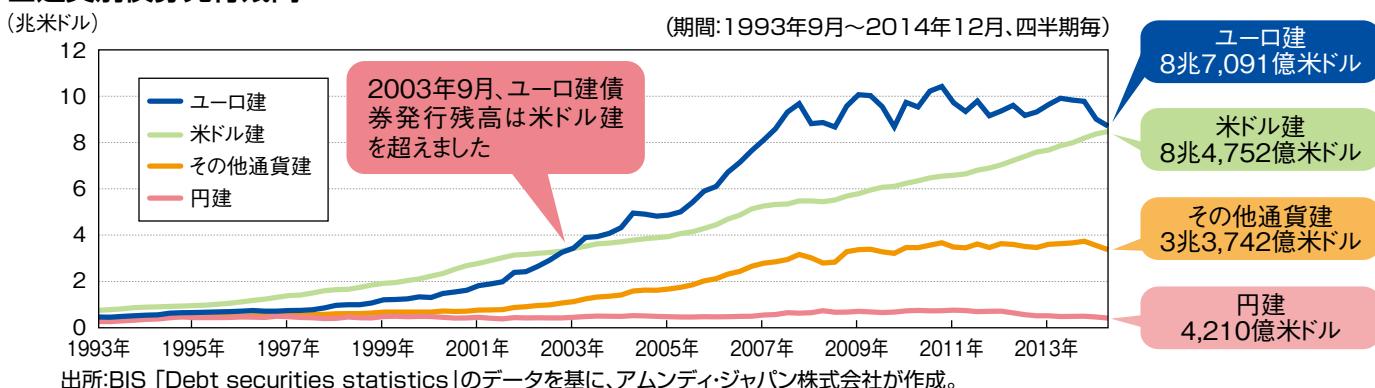
出所:IMF「Currency Composition of Official Foreign Exchange Reserves (COFER)」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

*上記数値の合計は、四捨五入の関係で100%とならない場合があります。

*未報告分は除きます。

ユーロ建の債券発行残高は米ドル建を上回っています。

■通貨別債券発行残高



■ユーロ/円 為替レート推移

(期間:1999年1月4日～2015年5月29日、日次)



●上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。 ●上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。 ●当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

○基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として外国債券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

ファンドが主要投資対象とするルクセンブルク籍の投資信託証券は、主にユーロ債券市場の国債等公共債・国際機関債・社債等を投資対象としていますが、債券の価格はその発行体の政治状況および財政状況、経営状況および財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が値下がりするリスクがあります。**当該債券の価格が下落した場合にはファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

② 金利変動リスク

債券価格は金利変動により変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因になり、**損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

③ 為替変動リスク

ファンドは、円建で基準価額が表示される国内投信ですが、主要投資対象の投資信託証券は外貨建であり、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、ファンドの基準価額は、円安になると上昇する傾向があります。反対に円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、**損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

④ 信用リスク

発行体の財務内容の悪化等により債券の元金や利息の支払が滞ったり、支払われなくなるリスクです。ファンドが実質的に投資する債券の発行体の財政状況および一般的な経済状況または経営・財務状況の変化およびそれに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、ファンドの基準価額の下落要因となります。この場合、当該債券の価格は信用リスクの上昇により値下がりし、**ファンドの基準価額が下落、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**ファンドが組入れる投資信託証券の組入債券の格付は、原則としてトリプルB格(BBB-/Baa3)以上の投資適格債とし、信用リスクの低減を図ります。

◆基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

○その他の留意点

1. ファンドの繰上償還

ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることができます。

2. 規制の変更

ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制および会計基準等は今後変更される可能性があります。将来規制が変更された場合、ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

3. 分配金の支払いに関する留意点

分配金は当該期にファンドが得る配当等収益、売買益、評価益を超えて支払われることがあり、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金は実質的に元本からの戻し部分を含むことになる場合があります。また、ファンドの純資産は分配金支払い後に減少することになり、基準価額の下落要因となります。基準価額に対する分配金の支払率はファンドの収益率を示すものではありません。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

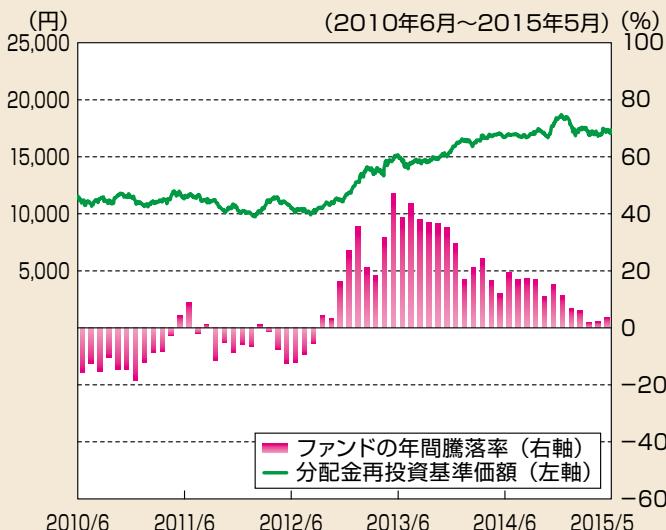
○リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が隨時監査を行います。

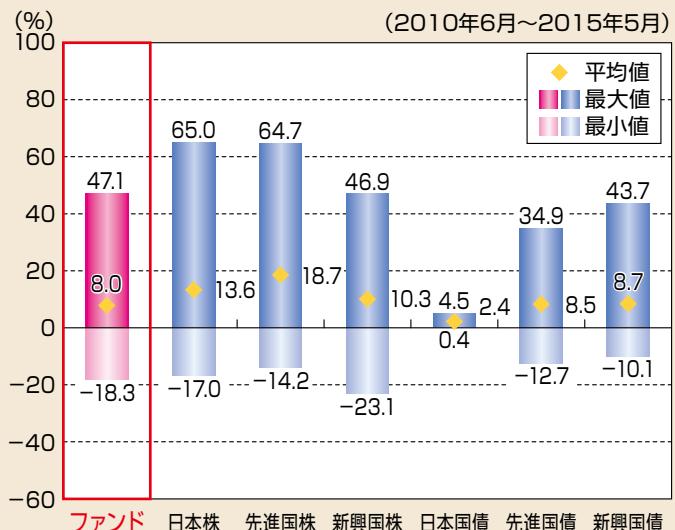
◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

(参考情報)

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*①のグラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

*②のグラフは2010年6月から2015年5月までの5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

*②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指標について

日本株

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指標の算出、指標値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指標値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指標値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

先進国株

MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指標です。同指標の著作権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

先進国債

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指標です。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指標の内容を変える権利および公表を停止する権利を有します。

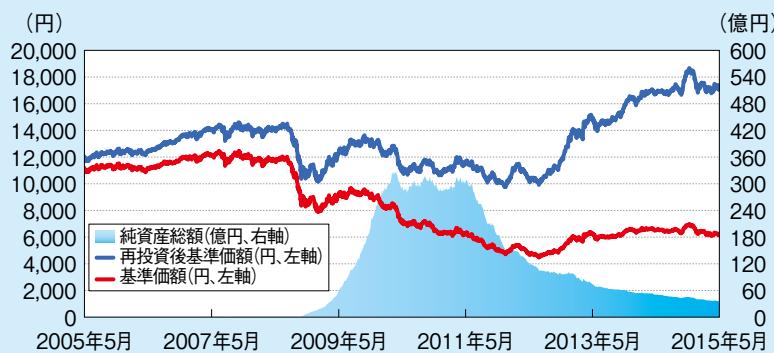
新興国債

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指標です。同指標の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指標を採用しております。

◎基準価額・純資産の推移



*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基 準 価 額 6,265円 純 資 産 総 額 36.33億円

◎分配の推移

決算日	分配金
112期(2015年1月14日)	40円
113期(2015年2月16日)	40円
114期(2015年3月16日)	40円
115期(2015年4月14日)	40円
116期(2015年5月14日)	40円
直近1年間累計	480円
設定来累計	7,860円

*分配金は1万口当たり・税引前です。

*直近5期分を表示しています。

◎主要な資産の状況

◆資産配分

内 訳	比 率(%)
Amundi Funds ボンド・ユーロ・アグリゲート	59.18
Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレイト	39.47
現金等	1.35
合計	100.00

*比率は純資産総額に対する割合です。

*四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。

*現金等には未払諸費用等を含みます。

◆ファンドの概要

平均格付	BBB-
平均最終利回り(%)	1.90
平均直接利回り(%)	2.57
修正デュレーション(年)	6.06

*ファンドが投資している投資信託証券の2015年5月29日現在のデータに基づいています。

*平均格付とは、基準日時点でファンドが実質的に保有している有価証券の信用格付を加重平均したものであり、ファンドの信用格付ではありません。

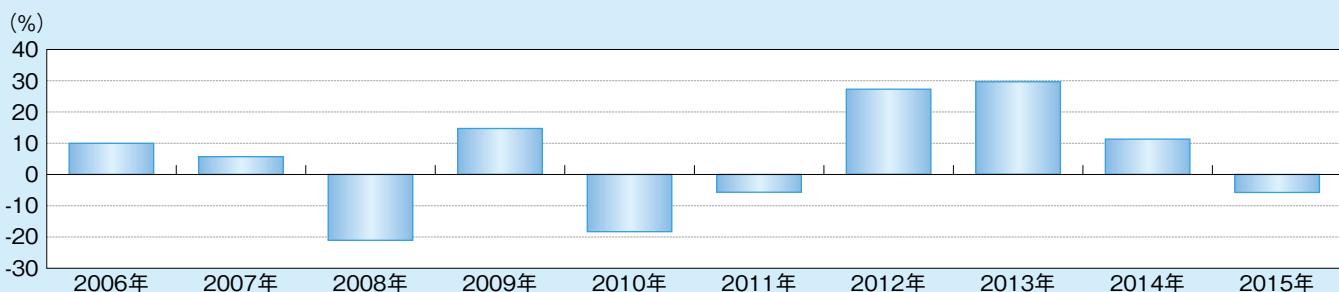
◆組入ファンドの上位5銘柄

Amundi Funds ボンド・ユーロ・アグリゲート			Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレイト			
	銘 柄	クーポン(%)	純資産比(%)	銘 柄	クーポン(%)	純資産比(%)
1	SPAIN 4.40% 10/23	4.400	5.12	1	SOLBBB VAR PERP	5.425
2	BTPS 3.5% 03/30	3.500	3.53	2	DNBNO VAR PERP(5.75%)	5.750
3	BTPS 5.5% 9/22	5.500	3.22	3	PEMEX 1.875% 4/22	1.875
4	A-F CV EUROPE-OEC*	—	2.94	4	DB 3.7% 5/24	3.700
5	SLOVENIA 4.625% 09/24-RS66	4.625	2.88	5	RYAID 1.125% 3/23	1.125

*純資産比は各マスターファンドの純資産総額に対する割合です。

*投資信託証券です。

◎年間收益率の推移



*年間收益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

*ファンドにはベンチマークはありません。

*2015年は年初から5月29日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

手続・手数料等

○お申込みメモ

購入単位	1円または1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ファンドの休業日(東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日ならびにフランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合)には、受付けません。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時*までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	平成27年2月14日から平成28年2月16日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止することおよび既に受けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	無期限とします。(設定日:平成14年11月15日)
繰上償還	委託会社は、ファンドの受益権の口数が10億口を下回った場合または信託を終了させることが投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決算日	年12回決算、原則毎月14日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	年12回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 収益分配金の「再投資」を選択した場合、税引後無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	3,000億円です。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年5月、11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社よりお届けいたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

*上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

◎ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。詳しくは販売会社にお問合せください。	
	料率上限(本書作成日現在)	役務の内容
	2.16%(税抜2.0%)	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.1%を乗じて得た金額とします。	

<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率0.756%(税抜0.70%)を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。 〔信託報酬の配分〕 (年率)	
		支払先	料率
	委託会社	0.25%(税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
	販売会社	0.40%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
	受託会社	0.05%(税抜)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。		
その他の費用・手数料	投資対象とする投資信託証券	(年率)	
		支払先	料率
	Amundi Funds ボンド・ユーロ・アグリゲート	0.40% (毎月分配クラス)	信託財産の運用・管理等の対価
	Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレイト	0.40% (毎月分配クラス)	
	実質的な負担上限	純資産総額に対して上限年率1.156%*(税込) ※ファンドの信託報酬年率0.756%(税込)に組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(年率0.40%)を加算しております。ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。	
	その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。 ・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用 ・信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用等を含みます。) ・信託財産に関する租税 等 ※その他、組入投資信託証券においては、ルクセンブルクの年次税(年率0.01%)などの諸費用がかかります。 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。		

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税 金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

◆少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円(平成28年1月1日以降、年間120万円)の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

◆平成28年4月1日より、未成年者口座内の少額上場株式等にかかる配当所得および譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)が開始され、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる予定です。詳しくは、販売会社にお問合せください。

◆法人の場合は上記とは異なります。

◆上記は平成27年4月末現在の内容に基づいて記載しています。

◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。